管理コード	府省庁名	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
070010	財務省	リキュール特区内においての原料酒類の自家製造の緩和について	酒税法第7条	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。ただし、酒類の製造免許を受けた者が、その製造免許を受けた製造場において当該酒類の原料とするため製造する酒類については、この限りでない。 一年間の酒類の製造見込数量が一定量（リキュールは6キロリットル）に達しない場合には、製造免許を受けることができない。 構造改革特別区域内において、リキュール（酒類及び当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した農産物、水産物又は加工品（特区内農産物等又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料の一部としたものであって特区内自己製造場において製造された酒類を原料としていないものに限る。）を製造するため製造免許を申請した場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準を1キロリットルとする。	本特区では、原料とする酒類を自己の製造場で製造することができません。原料酒類となる蜂蜜酒はリキュール製造と同一の極めて簡素な設備で製造できるため、他者から購入することで無駄にコストがかかり特区自体の効果も薄れています。ついては以下の条件をすべて満たす場合に限り、特産リキュール特区においても原料酒類の製造を認めるよう求めます。 ①他者から原料酒類を購入するよりも特区内の自己の製造場で製造する方がコストがかからない場合 ②法人格を有し、地方公共団体の長による推薦を受ける団体であること	倉吉蜂蜜リキュール特区は、農業や自然といった地域資源を活用した活性化の難しい「まちなか」において、農地を必要としない庭先養蜂に着目し、そこで採れる蜂蜜を原料にリキュールを製造するものです。これにより地域内に雇用を生み、地域経済の循環を図り、交流人口を拡大させること等を目指しています。 今回、リキュールの原料酒類として着目した蜂蜜酒は、原料を混ぜ合わせ醗酵させる容器が1つあれば製造することができます。当初の計画では、全て地元のものを使い原料の種類である蜂蜜酒を製造し、更に地域で採れた蜂蜜を加えることで、当該地域の産物100%のリキュールを製造することを目指していました。この製法は酒税法第7条第1項但し書きから問題はないと認識していたものの、実際は本件特区法の規定によって、原料として使用する酒類の自家製造が禁じられています。 本特区の特産リキュールに係る最低製造数量基準の特例の前提は理解しているものの、本件に関してはこれが当てはまりません。極めて簡易な製法で製造が可能であること、更には、蜂蜜酒を製造する会社がそもそも国内には極僅かしか存在せず、その入手は非常に困難な状況にあること等から、原料酒類を外部から調達することは無駄なコストと手間がかかります。また、特区計画で当初掲げていた目標である、生業づくり、雇用の創出、地域経済の循環といったものが十分に図られない状況も生まれてしまいます。これらのことは、各地域の特性に合わせた活性化の推進を謳っている構造改革特区制度の主旨に照らし合わせても矛盾が生じます。 そこで、過去の酒税法に係る拡充提案に対する回答等も踏まえ、上記の提案をいたします。	C	Ⅰ	酒類の製造者は、所得の有無にかかわりなく酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。 構造改革特区におけるリキュールに係る最低製造数量基準の特例は、他者から購入した酒類を原料としたリキュール製造の特例であるが、これは、他者から購入した酒類に梅等を混和することによって比較的簡易な製造設備でリキュールの製造が可能となることから、製造コストの低減が図られると考えられたものであり、リキュールに係る原料用の酒類を製造するために更なる設備投資を行うことは本特例の趣旨に合致しないものと考えられる。	提案者の、コストをかけることなく原料酒を製造することが可能との意見及び、滞納の発生や密造の横行を防ぐために条件を付すという意見を踏まえ、提案の可否について再検討し、その理由について具体的に回答されたい。 また、酒税法第7条第1項但し書きでは原料酒を製造できることとなっているが構造改革特別区域法では原料酒の製造を制限していることについて具体的な理由を提示されたい。	「リキュールに係る原料酒を製造するために更なる設備投資を行うことは本特例の主旨に合致しない」とのことですが、今回私たちの提案した製法では、原料酒を製造するために新たな設備投資を行うことは一切ありません。回答文にもあったような、「リキュールを製造するのに必要とされている比較的簡易な設備」で、コストをかけることなく原料酒を製造することが可能です。 また、採算の取れない小規模事業者の増加による滞納の発生や密造の横行を防ぐために、「法人格を有し、地方公共団体の長による推薦を受ける団体であること」という条件も付しています。 ついては、これらを踏まえた再検討をお願いします。	C	Ⅰ	特産酒類に係る最低製造数量基準の特例は、可能な限り地方公共団体等からの提案の実現を図りつつ、酒税の保全の観点も踏まえた一定の条件を付した上で、小規模でも採算性のある特産酒類の製造を可能とした制度である。 一般論として、個々の事業者の業態や製造規模及び製造設備への投資状況等によって酒類製造の採算性が異なることは否定するものではないが、そもそも、酒類の製造免許制度については、様々な状況下にある多くの酒類製造者に適用されることを踏まえ、その最低製造数量基準については、制度の明確性や簡素性、執行可能性等を踏まえ、極めて外形的、客観的な基準によって採算性を判断しており、こうした考え方は、特区制度の酒類製造免許制度においても同様である。したがって、特区制度の本特例による酒類製造免許の付与に当たり、個々の事業者の収益見込みや財務内容等に基づいて個別に採算性を判断することは適当ではないと考えている。		1022010	倉吉市	鳥取県	財務省
070020	財務省	自社で製造する酒類を原料とする混成酒製造における最低製造数量の緩和	酒税法第7条	酒類を製造しようとする者は、一定の場合を除き、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。 酒類の製造免許は、一の製造場において製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき一定の数量に達しない場合には、受けることができない。	酒造免許を保有し、課税実績のある企業に対し、低アルコールの混成酒製造に参入しやすくなるよう、最低製造数量のノルマ6KLを1KLに引き下げるため、関連法令の緩和を求めるものである。	京都市では全国初の「京都市清酒の普及の促進に関する条例」を制定するなど、有力産業である酒造の振興に取り組んでいるが、更なる活性化を図っていくには、清酒醸造技術の応用、発展が必要と考えている。 現状、一般的な清酒はアルコール度数が高く、ビール、酎ハイ等と比べ若年層に受け入れられにくいため低アルコールや微発泡の清酒を開発しているが、こうした商品は従来の清酒の概念とは異なるため、市場において商品の位置付けがあいまいとなっている。 今後、梅酒等、清酒ベースの混成酒を各酒造メーカーが製造し、ニーズに応じた商品を市場に投入できれば事業拡大が期待されるが、現状では新たな免許申請とともに年間6KLの製造ノルマを課されることとなる。中小事業者が大半を占める酒造業において新規参入段階で6KLもの生産を課されることは、在庫管理や原料確保、販路開拓などの点で極めて負担が大きい。 また、京都地域は伝統的に域外農産物を加工し、工業的な食品を販売する産業形態である。他地域では特産農産品の展開が目的となるが、京都では製造した酒類が特産品、原材料であり、販路開拓の対象となっている。加えて、京都府の農業生産品は高付加価値だが生産量が少なく、原料調達が最低数量達成の障害となっており、生産拡大に相応の期間が必要となる。 この解決策として、清酒など既存の酒類製造免許を有し課税実績がある企業を対象に、当該企業が清酒、焼酎、ビール等を原料として浸漬、混合などで容易に製造できる混成酒を市場調査に即した規模（1KL）で製造できるよう規制を緩和いただければ、新たな市場の開拓と地域経済の活性化が図られるものと考える。	D		ご提案は、既に清酒等の製造免許を受けた者が自ら製造した清酒等を原料としてリキュールを製造する場合の最低製造数量基準を緩和して欲しいというものであると認識しているが、酒税法施行令第12条の2第1号（最低製造数量基準の適用除外）において「清酒、連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール又はスピリッツの製造免許を受けた者が、その製造免許を受けた製造場において、自己の製造したこれらの酒類を原料としてリキュールを製造しようとする場合」には最低製造数量基準は適用しないこととしており、ご提案の内容については、現行規定で対応可能と考えている。			D				1025010	京都市	京都府	財務省
070030	財務省	酒類別に免許を要する規定の緩和（低アルコールの雑酒醸造の促進）	酒税法第7条	酒類を製造しようとする者は、一定の場合を除き、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。 酒類の製造免許は、一の製造場において製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき一定の数量に達しない場合には、受けることができない。	現行法では品目ごとに酒類製造免許を要するが、清酒の免許により、低アルコールの雑酒醸造が可能となるよう、酒類別に免許を要する規定の緩和を求めるものである。	京都市では全国初の「京都市清酒の普及の促進に関する条例」を制定するなど、有力産業である酒造の振興に取り組んでいるが、更なる活性化を図っていくには、清酒醸造技術の応用、発展が必要と考えている。 現状、一般的な清酒はアルコール度数が高く、ビール、酎ハイ等と比べ若年層に受け入れられにくいため低アルコールや微発泡の清酒を開発しているが、こうした商品は従来の清酒の概念とは異なるため、市場において商品の位置付けがあいまいとなっている。 今後、梅酒等、清酒ベースの混成酒を各酒造メーカーが製造し、ニーズに応じた商品を市場に投入できれば事業拡大が期待されるが、現状では新たな免許申請とともに年間6KLの製造ノルマを課されることとなる。 中小事業者が大半を占める酒造業において新規参入段階で新たに免許を取得することは負担が大きい。また、清酒の製造免許を取得している事業者が清酒から派生する低アルコール飲料を販売したい場合等においても新たな免許取得を義務付けることは合理性に欠けるものと考える。 したがって、現行法では品目ごとに酒類製造免許を要するが、清酒の免許により低アルコールの雑酒醸造が可能となるよう酒類別に免許を要する規定を緩和いただければ、新たな市場の開拓と地域経済の活性化が図られるものと考える。	D		ご提案は、既に清酒の製造免許を受けた者が自ら製造した清酒を原料としてリキュールを製造する場合に、新たにリキュールの製造免許を取得する際にも最低製造数量基準が適用されるため、リキュールの製造免許の取得自体を不要にして欲しいというものであると認識しているが、酒税法施行令第12条の2第1号（最低製造数量基準の適用除外）において「清酒、連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール又はスピリッツの製造免許を受けた者が、その製造免許を受けた製造場において、自己の製造したこれらの酒類を原料としてリキュールを製造しようとする場合」には最低製造数量基準は適用しないこととしていることから、その他の要件を満たせば製造免許の付与は可能と考えられ、ご提案の内容については、現行規定で対応可能と考えている。			D				1025020	京都市	京都府	財務省
070040	財務省	自家醸造特産リキュール製造の特例	酒税法第7条	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。ただし、酒類の製造免許を受けた者が、その製造免許を受けた製造場において当該酒類の原料とするため製造する酒類については、この限りでない。 一年間の酒類の製造見込数量が一定量（リキュールは6キロリットル）に達しない場合には、製造免許を受けることができない。 構造改革特別区域内において、リキュール（酒類及び当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した農産物、水産物又は加工品（特区内農産物等又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料の一部としたものであって特区内自己製造場において製造された酒類を原料としていないものに限る。）を製造するため製造免許を申請した場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準を1キロリットルとする。	【措置①】特産リキュール免許のみで、使用する原料としての酒類を自ら製造できるようにする。 【措置②】特産品を醸造原料の一部とすることを認める。	第23次提案　管理コード070010の継続提案です。 【前回提案の骨子】特産リキュールは、使用する酒類の外部調達が前提であり自家醸造を特区法で禁止している。その為独自性が失われ有効な商品開発ができない状況にある。また、酒税法第7条では原料としての酒類製造を認めているにも関わらず、規制を緩和すべき特区法で規制を強化している格好となっている。さらに、特産品の使用方法も酒類製造の原料としては認めらず酒類生成後に混和するのみとなっており十分な素材活用ができていない。左記の措置①及び②を行う事で飲食店・酒販店・特産品生産農家・料理家・小売店などの参入が見込める。 【財務省回答の要旨】コスト低減の観点から酒類の他者購入という制限をかけた。自家醸造は様々な設備投資で採算性に問題がある。 【今回提案】製法をできるだけ簡易にすることで製造設備への投資額は50～100万円程度でも可能な場合がある（製造能力1KL／年の場合。排水装置は含まず）。これにより酒類の調達コストが低減される効果が見込め2～3年で回収でき次年度からは優位に働く（削減額300円／1L）。よって、自家醸造か外部調達かを選択させない規定は不要である。また、製法の違いは製造工程数と設備数に大きな影響を与える。従来型製法だと設備投資は相場5000万円、中古相場でも3000万円程度であることを付記する。（添付資料参照）	C	Ⅰ	酒類の製造者は、所得の有無にかかわりなく酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。 構造改革特区におけるリキュールに係る最低製造数量基準の特例は、他者から購入した酒類を原料としたリキュール製造の特例であるが、これは、他者から購入した酒類に梅等を混和することによって比較的簡易な製造設備でリキュールの製造が可能となることから、製造コストの低減が図られると考えられたものであり、リキュールに係る原料用の酒類を製造するために更なる設備投資を行うことは本特例の趣旨に合致しないものと考えられる。	提案者の考える手法では、更なる投資で収益を圧迫するとは言えないとの意見を踏まえ、提案の可否について再検討し、その理由について具体的に回答されると共に、収益性を判断する設備投資および原料酒類調達コストの基準金額 を具体的に提示されたい。 また、酒税法第7条第1項但し書きでは原料酒を製造できることとなっているが構造改革特別区域法では原料酒の製造を制限していることについて具体的な理由を提示されたい。	混和であっても食品工場ですから食品衛生法及び水質汚濁防止法などによって一定の設備が必要となります。それは、醸造設備と重なる箇所も多く必ずしも投資差額が大きいとは言えません。希少な成長分野である地ビール市場（対前年12%アップ※財務省データ）で参入を想定すると設備費の差額は最小50万円程度です。これに、中小企業庁の創業補助金を使えば負担は17万円ということになります。また、原料酒類の調達コストでは30万円／年ほど削減できます。これなら更なる投資で収益を圧迫するとは言えません。収益性を判断する設備投資および原料酒類調達コストの基準金額を具体的に回答下さい。	C	Ⅰ	特産酒類に係る最低製造数量基準の特例は、可能な限り地方公共団体等からの提案の実現を図りつつ、酒税の保全の観点も踏まえた一定の条件を付した上で、小規模でも採算性のある特産酒類の製造を可能とした制度である。 一般論として、個々の事業者の業態や製造規模及び製造設備への投資状況等によって酒類製造の採算性が異なることは否定するものではないが、そもそも、酒類の製造免許制度については、様々な状況下にある多くの酒類製造者に適用されることを踏まえ、その最低製造数量基準については、制度の明確性や簡素性、執行可能性等を踏まえ、極めて外形的、客観的な基準によって採算性を判断しており、こうした考え方は、特区制度の酒類製造免許制度においても同様である。したがって、特区制度の本特例による酒類製造免許の付与に当たり、個々の事業者の収益見込みや財務内容等に基づいて個別に採算性を判断することは適当ではないと考えている。	醸造家創出プロジェクト	1034010	個人	神奈川県	財務省
070050	財務省	特定酒類製造事業への対象者及び使用原料の条件緩和	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。 一年間の酒類の製造見込数量が一定量（その他の醸造酒は6キロリットル）に達しない場合には、製造免許を受けることができない。 構造改革特別区域内において、農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米等を原料として特定酒類を製造するため、その製造免許を申請した場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。	【措置①】対象者として特区域内のシニア（60歳以上でマーケティング経験有り）へ拡大させる。 【措置②】使用する米について特区内生産米とし生産者の特定条項を外す。	第23次提案　管理コード070020の継続提案です。 【前回提案の骨子】この特区は2002年に制定され10年が経過した。一定の効果が認められたが約100件で伸びなやんでいる。これは、日本社会全体で見れば農家のみに特権化された格好と言える。コスト対策が発端で農家となったが、経済活動でみればマーケティングを重視すべきである。そこでビジネス経験と労働力活用の観点から企業OBのシニア層にその権利を拡大し段階的発展を描くべきである。 【財務省回答の要旨】農家による自家生産米でのコスト低減と、農家民宿によるグリーンツーリズムの推進効果の観点から対象者の拡大は一切行わない。 【今回提案】前回はシニア全般としましたが、収益性向上を目的にマーケティング職の経験があるシニアに限定して拡大を提案します。収益性向上で増税効果もはかれます。採算性を言うなら売上が先です。目新し感が無くなったどぶろくは韓国産マッコリの台頭で苦戦を強いられています。民宿の宿泊費で採算をあわせるといった返答がありましたが、どぶろくでは採算が取れないのでしょうか？農家だけにしか収益化が不可能であるという返答は理解出来ません。経営不振の可能性はいずれにも存在しますし、その確率が立証させているわけではありません。さらに、実態把握が困難な理由が不明ですが当局の業務量であれば、年間申請数に制限を設けることで回避できます。	C	Ⅰ	構造改革特区において酒税法の最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、対象者が限定されているところである。 すなわち、①民宿・飲食店等を営む農業者であれば、自ら生産した米を、直接、原料として使用することにより原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じたコストの回収が容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたこと、さらには、②農家民宿等におけるその他の醸造酒（いわゆるどぶろく）の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は民宿・飲食店等を営む農業者とされているものである。			C	Ⅰ		醸造家創出プロジェクト	1034020	個人	神奈川県	財務省
070060	財務省	醸造実務を学ぶ市民講座のための酒税法上の試験製造免許の条件緩和	酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第2編第7条第3項関係2	酒類の試験製造免許は、次のいずれかに該当する場合に付与する。 ⑴　学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）に規定する学校をいう。）において教育のために酒類の試験製造を行う場合 ⑵　国又は地方公共団体が設置した図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する施設において教育のために酒類の試験製造を行う場合 ⑶　国又は地方公共団体が設立している試験場、研究所等において試験研究するために酒類の試験製造を行う場合 ⑷　独立行政法人酒類総合研究所及び地方独立行政法人において試験研究するために酒類の試験製造を行う場合 ⑸　新商品開発、新技術開発等の目的で酒類の試験製造を行う場合 ⑹　酒類の原料、製造設備等の製造又は販売業者が、当該原料等の品質を検査するために、酒類の試験製造を行う場合	教育目的で付与される試験製造免許の対象に民間事業者を加える。	第23次提案　管理コード070040の継続提案です。 【前回提案の骨子】学校法人以外の民間事業者に対し、教育目的の試験製造免許を付与する提案です。付与された事業者は教育だけに留まらずビジネスインキュベーションの役割を担い、醸造学校、経営支援、免許申請事前指導、などを行う事で醸造人材の育成をはかります。これにより醸造特区事業を支えます。 【財務省回答の要旨】国民の保健衛生に重大な関係を有するため、客観的基準を設け学校法人または公立の社会教育施設等にしか免許は与えない。 【今回の提案】醸造教育の現状は限られた学校でのみ行われ、昼間3年以上の通学を条件とするため一般市民が学ぶ機会は存在しない。加えて、公立の社会教育施設での講座は皆無であり、一部日本酒のみ開催されることがあるに過ぎない。しかし、北海道で行われたどぶろく製造の講習会は5日間で実施され、その後の免許審査において技術要件を満たす評価となっている。この際は、税務署／国税局／保健所／食品研究センターが合同で教育にあたっており参考にすべきモデルと言える。つまり、産官学の運営協力を条件に民間事業者に教育目的の試験製造免許を与えることで、より身近でかつ安価に醸造を学ぶことができる。結果として優良な醸造事業家の輩出につなげることができる。しかし、保健衛生への影響懸念も当然であるので品種や製法など教育内容を審査し制限しながら運営することが肝要と考えています。まずは、モルトエキスでの簡易製法とどぶろく製造から開始すべきと考えています。	C	Ⅳ	酒類の製造免許は、酒税の保全を図る観点から、一の製造場において製造を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が各品目ごとに定めた数量（最低製造数量）に達しない場合には、受けることができません（酒税法第7条第2項）が、試験のために酒類を製造しようとする場合には、最低製造数量の規定を適用しないこととされていること（同条第3項）を踏まえ、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達においてその範囲を限定しているところです。 酒類は一般の食品と異なり酒税が課され、かつ、致酔性飲料で、さらには国民の保健衛生にも重大な関係を有することから、学校法人又は公立の社会教育施設等が本来の業務として教育のために試験製造を行う場合等の客観的基準を設け、これらの者に限って免許を付与することで、酒税の保全や国民の保健衛生の要請に応じているところです。 なお、ご意見にある北海道で行われた「どぶろく製造技術講習会」は、どぶろく特区の認定を受けた地域において、その他の醸造酒（どぶろく）の製造免許を取得しようとする者を対象に、酒造りに関する知識や製造技術の習得と確立等を目的として、試験製造免許を有している地方公共団体等が、関係機関と一体となって実施したものと承知しています。 したがって、こうした酒類の試験製造免許を取得した公的な社会教育に関する施設において、地方公共団体等と民間事業者が一体となって醸造実務を学ぶ市民講座を開催する方法で対応することは可能です。	提案者からの意見を踏まえ、提案の可否について再検討し、その理由について具体的に回答されたい。	酒類製造免許を有する醸造者が講師になることで、国民保健衛生に対してはケアできます。実現へむけた検討をともに行ないませんか？また、「地方公共団体等と民間事業者が一体となって醸造実務を学ぶ市民講座を開催する方法 で対応することは可能」という回答について下記の点を確認させて下さい。 ・官民が共同した講座を受講すれば、醸造免許取得における技術要件を満たすことになりますか。 ・その講座（技術要件を満たす講座）は醸造未経験者を対象としたもので良いでしょうか。 ・北海道の事例のように、一般的に税務署（酒類指導官）や国税局の方は講座の講師となってくれるのでしょうか。	C	Ⅳ	酒税法第10条第12号に規定する、いわゆる「技術的要件」とは、醸造・衛生面等の知識があり、かつ、保健衛生上問題がない一定水準の品質の酒類を継続的に供給することができ、不測の事態が生じた場合に対応できる能力を有していることを言います。 この判断に当たっては、製造計画・工程、技術者の経歴、人員、品質設計、品質管理、研修の体制等から総合的に判断することとしていますが、官民が共同した講座の受講についても、判断要素の一つとなると考えております。 また、酒類の試験製造免許を取得した公的な社会教育に関する施設において、地方公共団体等と民間事業者が一体となって市民講座を開催する場合に、講座の趣旨や内容等を踏まえ、必要に応じて講師等を派遣することが可能かどうかを判断することとなると考えております。 いずれにせよ、具体的な計画内容等を踏まえた上での個別判断になりますので、計画が具体化した段階でご相談ください。	醸造家創出プロジェクト	1034030	個人	神奈川県	財務省